

かわさき教育プランに係るデザイン等作成業務委託

プロポーザル評価委員会設置要領

(目的)

第1条 かわさき教育プランに係るデザイン等作成業務委託の受託者を選定するに当たり、公平かつ適正な審査及び選考を行うことを目的に、かわさき教育プランに係るデザイン等作成業務委託プロポーザル評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について検討する。

(1) 提案の採否の審査及び評価(以下「評価」という。)に関すること。

(2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は次の各号の職にあるものをもって充て、委員長は教育委員会事務局総務部長をもって充てる。

(1) 教育委員会事務局総務部長

(2) 教育委員会事務局教育政策室企画調整担当課長

(3) 教育委員会事務局教育政策室働き方・仕事の進め方改革担当課長

(4) 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課長

(5) 総務企画局シティプロモーション推進室広報担当課長

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、第1項第3号に規定する教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課長がその職務を代行する。

4 委員が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、委員長の承認を

得て、代理の者が職務を代行することができる。

(会議等)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 会議の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 委員会は、評価のために必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育政策室において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会において必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要領は、令和7年11月17日から施行し、当該業務委託のプロポーザル評価委員会の目的達成をもって廃止する。